

## 学校感染症と出席停止期間について

学校保健安全法により、下記の感染症にかかった児童は、医師の診断をもとに出席停止となります。欠席扱いにはなりませんので、完全に治癒するまでご家庭で療養してください。

登校する時は、必ず医師より登校の許可をもらってください。なお、その際は「治癒届」に保護者の方が記入し、担任まで提出してください。(証明書、診断書などは必要ありません)

### 《主な学校感染症の種類と出席停止期間》

新型コロナウイルス 感染症	発症日を0日として発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した 後1日を経過するまで
インフルエンザ	発症日を0日として発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日 を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤に よる治療が終了するまで
麻しん（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが発現した後5日を経過し、か つ全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化（かさぶた）するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消退した後2日を経過するまで
流行性角結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認める まで
急性出血性結膜炎	
腸管出血性大腸菌感染症	
結核	

----- きりとりせん -----

家庭→担任→保健室

治癒届

令和 年 月 日

主治医による診察の結果、学校感染症が治癒し、登校可能となりましたので届け出ます。

年 組・児童氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

病名	療養期間（出席停止期間）	医療機関名
	月 日から 月 日まで	

※保護者の方が記入してください。